

認可外保育施設等を利用する子どもの保護者 様
どの保育施設にも在籍していない子どもの保護者 様

川西市入園所相談課

幼児教育・保育の無償化に係る手続きについて

令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化により、やむを得ない理由で、認可保育所や認定こども園等を利用できず、認可外保育施設に通われているお子様、もしくはどの保育施設にも在籍されていないお子様で、家庭において必要な保育を受けることが困難な方については、「保育の必要性の認定（新2号認定、新3号認定）」を受けられた場合、認可外保育施設や一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料が無償化の対象となります。（行事費や給食費などは原則負担）

つきましては、新2号・新3号の認定手続きをされる方は、提出書類を封筒に入れ密封するなどし、施設にご提出ください。施設でとりまとめをされていない場合は、直接、入園所相談課に認定希望月の前月15日まで（必着・休日の場合は前開庁日）にご提出ください。期限を過ぎますと、原則翌々月からの認定となります。

1 無償化の対象者・金額、必要な提出書類

① 新2号認定の方

【対象者】3歳児から5歳児

【金額】保育料

令和8年9月までの利用分は月額上限3万7,000円まで

令和8年10月以降の利用分は月額上限4万300円まで

【提出書類】・新2号・新3号認定子ども用「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」と
保育の事由に応じて必要な添付書類（4を参照）※添付書類は父母ともに必要
・「認定様式その9」（認可保育所、認定こども園等の利用申込みをしていない方）

② 新3号認定の方

【対象者】0歳児から2歳児で住民税非課税世帯

【金額】保育料

令和8年9月までの利用分は月額上限4万2,000円まで

令和8年10月以降の利用分は月額上限4万5,700円まで

【提出書類】・新2号・新3号認定子ども用「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」と
保育の事由に応じて必要な添付書類（4を参照）※添付書類は父母ともに必要
・「認定様式その9」（認可保育所、認定こども園等の利用申込みをしていない方）

2 無償化の対象施設

無償化となる認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の対象施設については、市のホームページでご確認ください。

（川西市ホームページからトップページ>暮らし・手続き>子育て>幼児教育・保育の無償化について>無償化対象施設一覧）【ページ番号：1019802】

3 給付認定の区分

認定区分	対象者	主な利用先
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過したお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、 家庭において必要な保育を受けることが難しい方 (例) 両親が共働き（もしくはひとり親で働いている）や病気などの世帯で、ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合	預かり保育事業 認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミサポ事業
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあるお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、 家庭において必要な保育を受けることが難しい方のうち、住民税非課税世帯の方 (例) 両親が共働き（もしくはひとり親で働いている）や病気などの世帯で、ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合	

4 保育を必要とする事由と必要な書類

事由	事由の説明	必要書類の例
① 就労 月64時間以上就労している	会社員、アルバイト等	就労証明書（勤務先が記入）
	内職	就労証明書（内職の委託元が記入）と業務の計画表、予定表など
	自営業、農業 (父母以外の従業員がいない株式会社等を含む)	就労証明書（保護者自身が記入）と確定申告書のコピー（開業初年度などで提出できない場合は、開業届・営業許可書のコピー）
② 妊娠、出産	保育を必要とする理由が、妊娠・出産（産前8週・産後8週）	母子健康手帳（表紙と出産予定日が記載されたページのコピー）
③ 保護者の疾病・障がい	保育を必要とする理由が、保護者の病気・障がい	次の㊦㊧のいずれか ㊦ 市様式の診断書（病名、治療期間、保育ができない状態かどうか等を明記） ㊧ 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）のコピー
④ 親族の看護・介護	保育を必要とする理由が、親族の看護、介護	申立書と看護、介護が必要な人の㊦～㊥のいずれか ㊦ 市様式の診断書（病名、治療期間、介護の必要性等を明記。市所定の用紙に記入） ㊧ 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）のコピー ㊨ 介護保険被保険者証のコピー ㊥ 療養施設の在園証明書（川西さくら園など）
⑤ 災害復旧	災害の復旧のため児童の保育ができない	申立書とり災したことがわかる書類（り災証明書）

⑥ 求職活動（起業準備含む）	就業に向けて求職活動を行なっている（最大９０日間）	求職活動状況申立書
⑦ 就学、職業訓練	就学（職業訓練校など、将来就労につながる就学を含む）している	申立書と在学（受講）証明書、カリキュラムや時間割が確認できる資料
⑧ 虐待やDVの恐れがある		申立書
⑨ 育児休業を取得して育児中	育児休業取得前に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合（育児休業に係る子どもが１歳なる年度末まで）	育休期間が明記された就労証明書 ※入所時点で育児休業を取得されている場合は、認定を受けられません。
⑩ その他	上記と同様な状態であると市が認める場合	市が必要と認める書類

※ 必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

※ 必要な添付書類の様式は、市ホームページにも掲載しています。ダウンロードしてご使用ください
（市公式ホームページから トップページ＞暮らし・手続き＞子育て＞保育所・認定こども園（２・３号認定）小規模保育事業所＞保育施設（２号・３号および新２号・新３号認定）などの申し込み添付書類）
【ページ番号：1000648】

【お問い合わせ】

川西市教育委員会事務局
教育推進部入園所相談課

TEL: 0 7 2 - 7 4 0 - 1 1 7 5